山剣連第 257 号 令和4年1月26日

各地区剣道連盟会長 殿

(一財) 山口県剣道連盟 会長中西章 [公印省略]

居合道(春季)講習会並びに五段以下審査会の変更について

標記講習会並びに居合道五段以下審査会を令和4年2月12日(土)に実施すると通知しておりましたが、新型コロナウイルス感染が急拡大していることから、令和4年3月20日(日)(維新大晃アリーナ・武道館)の開催に変更することとなりました。

つきましては、変更後の「実施要項」を送付いたしますので関係者に周知をお 願いいたします。

令和3年度 居合道(春季)講習会変更実施要項

1 開催日時

令和4年3月20日(日)

○受付 9:00~ ○開講式 9:30~

2 開催場所

維新百年記念公園維新大晃アリーナ・武道館

- 3 主 催
 - 一般財団法人 山口県剣道連盟
- 4 受講資格
 - 山口県内地区剣道連盟会員(段位は問わない)
 - 小・中学生、高校生の参加も可
- 5 講習内容

別紙1「居合道(春季)講習会等日程表」のとおり。 ※講習内容は、講師の都合等により変更することがあります。

6 講 師

居合道 教士八段 柴田 幸信

- 7 受講申し込み
 - (1) 申し込み方法

各地区剣道連盟において、新規の受講者をとりまとめ、別紙2「居合道(春季)講習会受講申込書」(※県剣連ホームページ様式集からダウンロードしてください。)を3月14日(月)までに山口県剣道連盟事務局に送付(FAX、郵送、メール可)して下さい。

- (2) 受講料
 - 一般(大学生を含む。) 2,000円 (八段の先生は不要)
 - 〇 高校生以下
- 1,000円
- (3) 申込済者への対応

開催日の変更による参加の可否(弁当の要否を含む。)について、各地区事務担当者(実際に申込みを担当された責任者)により確認をされ、その結果を県剣道連盟事務局に連絡してください。

- 8 安全対策
 - (1) 新型コロナウイルス対策

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、各自「参加者チェック表」

(※県剣連ホームページ様式集からダウンロードしてください。)を記載し、 当日、受付に提出してください。**※持参を忘れないこと。**

※当日測定した体温を確実に記載してください。チェック表の各項目を確認され、発熱等の体調異常がある方は、参加の見合わせをお願いします。

また、マスクは確実に着用され、休憩時、昼食時等においては、密集とならないよう参加者間の間隔を十分とって下さい。

(2) 一般安全対策

参加者は、各自十分な健康管理に留意して下さい。

なお、主催者においては、講習会及び審査中に傷害等が発生した場合、応急措置を講じ、病院等で治療を受けられるように手配します。この場合の治療費は自己負担とします。

また、主催者は参加者に対し、傷害保険に加入(会場への往復途上は含まない。)します。

※入院:5,000円 通院:3,000円

- (3) 参加者は、健康保険証を持参して下さい。
- 9 個人保護法への対応

申込書に記載されている個人情報は、山口県剣道連盟が実施する本講習会の 運営及び当剣道連盟ホームページへの掲載等のために利用します。

10 ビデオ撮影等

別添[ビデオ撮影等について]を遵守してください。

11 その他

- (1) 「全日本剣道連盟居合の解説書」、「居合道試合・審判規則並びに細則」を 持参して下さい。
- (2) 受講証明書を持参して下さい。 ※持参を忘れている方がおられますので注意してください。
- (3) 弁当は、700円(お茶付き)で斡旋しますので、その旨を申込書に記入して下さい。

(4) 受講料、弁当代は、受講申込と同時に郵便振替にて送付して下さい。

郵便振替

加入者名 (一財) 山口県剣道連盟 口座番号 01550-3-3820

居合道(春季)講習会等日程表

令和4年3月20日(日)	
9:00~	・受付
9:30	・開講式
9:35~	○居合道講話
	(教士八段 柴田 幸信 講師)
10:35~	休憩
10:50~	○審判実技
12:00~	(昼 食)
13:00~	○段別指導
	A班: 古流研究(初伝)
	B班:全剣連居合
	C班:全剣連居合
13:45~	休憩
14:00~	○段別指導
	A班:古流研究(中伝)
	B 班: 古流研究(初伝)
	C班:全剣連居合
14:45~	• 閉 講 式
15:00~	○五段以下審査会
16:30	・閉 会 式

※ 講習内容は、当日変更することもあります。

○班分け

A班:七段、六段の者を対象 B班:五段、四段の者を対象 C班:三段以下の者を対象

[ビデオ撮影等について]

県剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事(以下「大会等」という。)における写真・動画の撮影及び音声の録音(以下「ビデオ撮影等」という。)並びに撮影した映像及び録音した音声(以下「撮影映像等」という。)の取り扱いについては次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- (1) 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数のものに公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、県剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- (2) 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- (3) 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、 無償に関わらずこれを不特定多数のものに配付したり、またはインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散したりしないこと。ただし、県剣 連から許諾を受けて行う場合はこの限りではない。